

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条、施行規則第27条関係)

三好保健所長 殿

報告年月日 令和 年 月 日

市 町 村 名		担当者	
所 在 地		連絡先	
実 施 者 種 別	市町村長	実施者名	

[illegible][illegible]

9月末時点	
ア.毎年必要なものだという認識がなかった	名
イ.忘れていた	名
ウ.その他	名

3月末時点	
ア 毎年必要なものだと認識がなかった	名
イ 忘れていた	名
ウ その他	名

[illegible][illegible]

9月末時点	
ア.毎年必要なものだという認識がなかった	名
イ.忘れていた	名
ウ.その他	名

3月末時点	
ア 毎年必要なものだという認識がなかった	名
イ 忘れていた	名
ウ その他	名

[illegible]

結核健康診断月報（市町村長用）の記入上の注意

- 1 「実施者名」の欄には、市町村の代表者の氏名を記入すること。
- 2 「結核患者」の欄には、検査の結果、治療を要する結核患者であると診断された者の人数を記入すること。

事業所種別毎の結核定期健康診断対象者の区分

実施者種別毎に対応した対象者について、表中に○を入れています。

○の入っている欄の対象者について、表面の表に人数を記入してください。

実施者種別	対象者の区分	住民 65歳以上または 市町村長が認めた者	備考
市町村長		○	

※参考条文

○ 感染症法第53条の7第1項

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

○ 感染症法施行規則第27条の5第1項

定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合も含む。次項において同じ。）の規定に従い通報又は報告しなければならない。

- 1 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称
- 2 実施の年月
- 3 方法別の受診者数
- 4 発見された結核患者及び結核発症のおそれがあると診断された者の数

[illegible]

3月末時点では、理由別（ア～ウ）の人数の合計が
未受診者数と一致

9月末時点		3月末時点	
ア.毎年必要なものだという認識がなかった	2 名	ア.毎年必要なものだという認識がなかった	2 名
イ.忘れていた	0 名	イ.忘れていた	0 名
ウ.その他	0 名	ウ.その他	0 名

[illegible]

3月末時点では、理由別（ア～ウ）の人数の合計が
未受診者数と一致

9月末時点		3月末時点	
ア.毎年必要なものだという認識がなかった	0 名	ア.毎年必要なものだという認識がなかった	0 名
イ.忘れていた	1 名	イ.忘れていた	1 名
ウ.その他	0 名	ウ.その他	0 名

[illegible]